

旅客運送規則

| | | |
|------|--------------|----|
| (目次) | | |
| 第1章 | 総則 | 1 |
| 第2章 | 旅客運送 | 1 |
| 第3章 | 乗車券 | |
| | 第1節 通則 | 2 |
| | 第2節 乗車券の効力 | 3 |
| | 第3節 乗換券 | 3 |
| 第4章 | 旅客運賃 | |
| | 第1節 通則 | 4 |
| | 第2節 普通旅客運賃 | 5 |
| | 第3節 定期旅客運賃 | 6 |
| | 第4節 団体旅客運賃 | 8 |
| | 第5節 貸切旅客運賃 | 8 |
| | 第6節 特殊割引旅客運賃 | 8 |
| | 第7節 特殊旅客運賃 | 9 |
| | 第8節 近距離割引運賃 | 9 |
| 第5章 | 旅客運賃の追徴 | 10 |

第1章 総則

(目的)

第1条 この規則は、長崎電気軌道株式会社（以下「当社」という）の旅客運送が乗客に便利であるとともに、業務の秩序を保ち能率的に遂行されることを目的とする。

(この規則の適用範囲)

第2条 当社が経営する軌道による旅客運送については、別に定める場合を除いて、この規則による。

(運賃等の公示)

第3条 運賃その他の運送条件はその実施前に公示する。

(運転系統および運賃等の掲示)

第4条 運転系統、運転時刻および運賃等で旅客の乗車に必要な事項は、車内、停留場または営業所の見やすい場所に掲示する。

第2章 旅客運送

第5条 旅客とは次の通りとする。

(1) 旅客は次の年齢により大人、小児、幼児及び乳児に区分する。

大人 12歳以上

小児 6歳以上12歳未満

幼児 1歳以上6歳未満

乳児 1歳未満

ただし、当該年度に6歳となった者であっても、小学校入学前は幼児として、
当該年度に12歳となった者であっても、小学校在学の児童は小児として取扱う。

- (2) 次の各号の一に該当するときは、幼児対象者であっても小児乗客として取扱う。
- ① 大人または小児に同伴されないとき。
 - ② 大人または小児に同伴されていても、2人目以降であるとき。
 - ③ 団体旅客として乗車するとき、または団体旅客に同伴されるとき。

(乗車の方法)

第6条 乗客は停留場で乗降しなければならない。乗車の際、降車する乗客があるときは、その降車を待って乗車しなければならない。

(乗車の謝絶)

第7条 乗客に迷惑を掛けるおそれがあるものが乗車しようとするとき乗務員は、これを謝絶することができる。

(物品持込の禁止)

第8条 旅客は自ら携帯し得る物品であっても次の各号に該当するものは、車内に持ち込むことができない。

- (1) 爆発物、自然発火物、腐食物、その他危害を他に及ぼすおそれのある物品。
- (2) 座席または車内をふさぎ、または車体を毀損するおそれのある物品。
- (3) 不潔または臭気等のため、同乗者に迷惑を及ぼすおそれのある物品。
- (4) 犬（盲導犬、聴導犬等を除く）およびその他小動物。

(喫煙、飲食等の禁止)

第9条 旅客は車内において喫煙、飲食等、他に迷惑を及ぼす行為をしてはならない。

(乗車券の検札および回収)

第10条 旅客は下車の際もしくは乗車中、乗務員から乗車券の検札または回収を求められた場合は、これを拒むことはできない。

(安全等に関する係員の指示)

第11条 旅客および公衆は輸送の安全保持等に関する乗務員の職務上の指示に従わなければならぬ。

第3章 乗車券

第1節 通則

(乗車券の種類)

第12条 乗車券の種類は次の通りとする。

- (1) ICカード乗車券（記名式・無記名式）
- (2) 定期券（ICカード定期券）
 - ① 通勤定期券（1ヶ月券・3ヶ月券・6ヶ月券）
 - ② 通学定期券（1ヶ月券・3ヶ月券・6ヶ月券）
 - ③ 学生全線定期券（1ヶ月券・3ヶ月券・6ヶ月券）
 - ④ 全線定期券（1ヶ月券・3ヶ月券・6ヶ月券）
- (3) 団体乗車券
- (4) 一日乗車券（紙式・電子式）
- (5) 24時間乗車券（電子式）

第2節 乗車券の効力

(乗車券の発売)

第13条 乗車券は車内または当社が指定する場所において発売する。

(乗車券の発売所)

第14条 当社が指定する乗車券の発売所は次の通りとする。

- (1) 浦上車庫営業所
- (2) 蛍茶屋営業所
- (3) 赤迫臨時発売所
- (4) 西浜町臨時発売所

(乗車券の通用期間)

第15条 乗車券の通用期間は、特別の事情があるときに公示をして定める場合の外、下記の通りとする。

- (1) 一日乗車券および乗換券は券面当日限りとする。
- (2) 24時間乗車券は利用開始後24時間とする。
- (3) 定期券は通用開始日より1ヶ月、3ヶ月または6ヶ月とする。
- (4) 臨時に発売する乗車券については、その都度定める。

(乗車券が無効となる場合)

第16条 乗車券は下記の各号の一に該当する場合において無効とする。

- (1) 通用期間以外の日に使用したとき。
- (2) 行先、乗換場所、経由路線を異にして乗車したとき。
- (3) 乗車券の表示事項を抹消し、または改変して使用したとき。
- (4) 定期券または小児普通旅客運賃および特殊割引旅客運賃の適用を受けた乗車券で、その使用資格、氏名、年齢その他、表示事項を偽って交付を受け、または他人から譲渡もしくは貸与をうけて使用したとき。
- (5) 乗車区間または経由路線を指定した乗車券で、その区間外の乗降に使用したとき。
- (6) 電子式の乗車券において、その有効券面情報を提示できないとき。
- (7) その他不正乗車のため使用したとき。

(効力のない乗車券の回収)

第17条 旅客が効力のない乗車券で乗車した場合は、その乗車について不正使用の意思がないものと認められる正当な事由がある場合を除き、既に不正使用したものとみなし、当該乗車券を回収する。

第3節 乗換券

(乗換券の様式)

第18条 乗換券とは、乗換指定停留場（新地中華街停留場・市役所停留場・長崎駅前・西浜町）において、1号系統から5号系統および5号系統から1号系統、または3号系統から4・5号系統および4・5号系統から3号系統、または1号系統から3号系統および3号系統から1号系統に乗換える身体障がい者、知的障がい者、精神障がい者、介護者の乗客に発行するもので、日付、行先、乗換指定停留場、障がい者用乗換券であることがその券面に記載されたものをいう。

(乗換券の発行条件)

第19条 乗換券は乗換指定停留場において、障がい者または介護者が下記の取扱いで乗換えを行う場合に発行する。

①ICカード乗車券にて障がい者割引が自動適用されない場合

※運賃の一部を精算した場合も含む

②ICカード乗車券にて複数人精算した場合

③介護者が障がい者と同一停留場で乗降を行う場合

ただし、複数人精算の場合、乗換券の発行は2枚までとする。また、新地中華街停留場および市役所停留場を連続して乗換える場合の3回目の乗車では発行しない。

乗換条件は下表の通りとする。

| 系統・行先 | | 乗換指定 停留場 |
|---------------|--------------|-------------|
| 第一乗車 | 第二乗車 | |
| 1・崇福寺行 | 5・石橋行／5・螢茶屋行 | 新地中華街 |
| 1・赤迫行 | 5・石橋行 | 新地中華街 |
| 5・螢茶屋行 | 1・赤迫行／1・崇福寺行 | 新地中華街 |
| 5・石橋行 | 1・赤迫行 | 新地中華街 |
| 3・螢茶屋行 | 4・崇福寺行／5・石橋行 | 市役所 |
| 4・螢茶屋行／5・螢茶屋行 | 3・赤迫行 | 市役所 |
| 1・赤迫行 | 3・螢茶屋行 | 長崎駅前 |
| 3・赤迫行 | 1・崇福寺行 | 長崎駅前 |
| 1・赤迫行 | 5・螢茶屋行 | 西浜町 |
| 5・石橋行 | 1・崇福寺行 | 西浜町 |

(乗換券の交付)

第20条 第19条の発行条件に該当する身体障がい者、知的障がい者、精神障がい者、介護者が乗換えをする時は、障がい者手帳を提示したうえで割引運賃を支払い、乗換券の交付を受けなければならない。

(乗換券の発行制限)

第21条 乗換券は第20条の交付条件に該当するものを除き発行しない。

(乗換券の無効取扱)

第22条 乗換券は日付、行先、乗換指定停留場が相違する場合、または、障がい者用である記載がないものおよび、1回目の降車から2回目の乗車までが30分を超えた場合は無効とする。

第4章 旅客運賃

第1節 通則

(無賃の旅客)

第23条 幼児または乳児の乗客は第5条、第2項但書の各号に該当する場合を除き、無賃をもって運送する。

(運賃制度)

第24条 旅客運賃は均一制とする。

(旅客運賃の区別)

第25条 旅客運賃は、普通旅客運賃、定期旅客運賃、団体旅客運賃、貸切旅客運賃、特殊割引旅客運賃、特殊旅客運賃、近距離割引運賃（IC チョイ乗り割引運賃）の7種とする。

第2節 普通旅客運賃

(普通旅客運賃)

第26条 普通旅客運賃は次の通りとする。

- (1) 大人片道 140円
- (2) 小児片道 70円

(IC カード乗車券)

第27条 IC カード乗車券とは、株式会社ニモカが発行する nimoca カードを含む全国相互利用交通系 IC カードをいう。

(IC カード乗車券の発売)

第28条 当社で発売する nimoca カードの発売金額は 2,000 円（デポジット 500 円含む）を下限とする。デポジットとは、カード発行時に預かり受ける保証金をいい、使用者がカードを返却した時に返金する。

カードには無記名式 nimoca および記名式 nimoca があり、記名式 nimoca の購入希望者は、所定の申込用紙を記入のうえ、必要に応じて公的証明書等を提示するものとする。

(IC カード乗車券のチャージ)

第29条 IC カード乗車券は、所定の機器によってチャージ（入金）することができる。

チャージする金額は 1,000 円単位とし、1 枚あたりの SF 残額は 20,000 円を超えることはできない。SF（ストアードフェア）とは、旅客運賃の支払い等に充当する IC カード乗車券に記録される金銭的価値のことをいう。

(IC カード乗車券のポイント)

第30条 当社路面電車を利用の際、nimoca カードで精算した場合に限り、利用毎に利用額の 2% をポイントとして付与する。ただし、計算上生じた小数点以下のポイントは切捨てる。また、当月（1 日～月末）利用累計額に応じ、一定額に達した時点で別途ボーナスポイントを付与する。なお、付与したポイントについては、当社取扱窓口およびポイント交換機にて手続きを行うか、路面電車内にて現金チャージを行うかのいずれかの方法をもって SF に交換できる。

当社が付与したポイントの効力は、付与日の翌年 12 月末日をもって失効する。

(IC カード乗車券の紛失再発行)

第31条 記名式 nimoca を紛失した際は、所定の手続きを行うことで再発行登録を行った翌々日以降 14 日以内に再発行を受けることができる。手数料 520 円およびデポジット 500 円を支払うものとする。

ただし、無記名 nimoca を紛失した場合においては再発行することができない。

(IC カード乗車券の障害再発行)

第32条 nimoca カードの破損等によって取扱いが不能となった nimoca カードについては、所定の手続きを行うことで再発行登録を行った翌々日以降 14 日以内に再発行を受ける

ことができる。この場合は手数料およびデポジットは收受しない。ただし、破損等の原因が使用者によるものと認められる場合は、手数料 520 円を支払うものとする。

(IC カード乗車券の解約)

第33条 nimoca カードの使用者は、カードを返却することで SF 残額の払戻しを請求することができる。手数料は 220 円とする。ただし、SF 残額と定期券を同時に払戻しする場合、SF 残額の払戻手数料は收受しない。SF 残額に 10 円未満の端数があるときは、10 円単位に切り上げる。また、残額が 220 円未満のときは、その残額と同額を手数料として支払うものとする。
なお、記名式 nimoca カードについては、公的証明書等の提示により当該記名人本人であることを証明した場合に限り払戻しを行うものとする。

第3節 定期旅客運賃

(定期旅客運賃)

第34条 旅客が通勤（通勤に準ずるものを含む）や通学のために特定の区間を乗車する場合、または全ての区間を乗車する場合は、旅客の申し込みにより下記金額に定める定期旅客運賃を收受して、定期券を発売する。

| | | |
|---------|------|--|
| 通勤定期券 | | 6ヶ月 : 30,410 円 3ヶ月 : 15,540 円 1ヶ月 : 5,630 円 |
| 通学定期券 | 高校以上 | 6ヶ月 : 25,870 円 3ヶ月 : 13,230 円 1ヶ月 : 4,790 円 |
| | 中 学 | 6ヶ月 : 23,600 円 3ヶ月 : 12,070 円 1ヶ月 : 4,370 円 |
| | 小 学 | 6ヶ月 : 10,210 円 3ヶ月 : 5,220 円 1ヶ月 : 1,890 円 |
| 学生全線定期券 | | 1ヶ月 : 7,610 円 3ヶ月 : 21,000 円 6ヶ月 : 41,100 円 |
| 全線定期券 | | 6ヶ月 : 60,810 円 3ヶ月 : 31,080 円 1ヶ月 : 11,260 円 |

(定期券の発売条件)

第35条 定期券は、旅客が定期券発行申込書を提出した場合に限って発行する。この場合、通学定期券および学生全線定期券は学校長による証明を必要とする。通勤定期券については通勤先の証明は必要としない。

(定期券申込書の記載事項)

第36条 通勤および通学定期券申込書は下記事項を記載したものでなければならない。

- (1) 旅客の住所、氏名、年齢、性別、生年月日、電話番号、通学区分（小学校・中学校・高校・大学専門学校・他）、就学年数、現学年
- (2) 通勤先および通学先の名称、所在地、電話番号
- (3) 通勤および通学の区間、通用開始日、通用期間

(4) 通学先の学校長名および公印

ただし、学校が発行する学生証、在学証明書等、その学校に在学することを証明するものを添付することでこれに替えることができる

(定期券の発売期日)

第37条 定期券は旅客が希望する利用開始日より発売を行う。ただし、発売は利用開始日の15日前より可能とする。

(区間等の変更)

第38条 旅客が定期券の利用開始後、その区間または経由路線を変更しようとするときは変更を必要とする事実を証明する証明書類を提出した場合に限り、その変更をすることができる。ただし旅客は所定の手数料を支払わなければならない。手数料は520円とする。

(定期券の再発行)

第39条 旅客が定期券を紛失、焼失、破損および盗難等にあった場合、所定の手続きを行うことで再発行登録を行った翌々日以降14日以内に再発行を受けることができる。ただし旅客は所定の手数料520円を支払うものとする。

なお、定期券再発行までの間、旅客が定期券の有効期間内に券面表示区間を乗車する場合は、当社が発行する「定期券代用証」を乗務員に提示することで乗車できるものとする。この代用証は、再発行時に返却しなければならない。

(定期券の払戻し)

第40条 定期券の払戻しは次の計算式による。

払戻金額=定期券発売金額 - (1日あたりの差引き額運賃 × 経過日数) - 手数料

1日あたりの差引き額運賃は、通勤定期券および通学定期券においては普通運賃の2回乗車運賃、学生全線定期券および全線定期券においては4回乗車運賃とする。

なお、小学通学定期券においては小児運賃を適用する。払戻手数料は520円とする。

(職業訓練学校の取扱い)

第41条 職業訓練を目的とする学校に通学する学生、生徒、児童に対しては、その申込により通勤定期券を発行する。

(通勤、通学定期券発行の監査)

第42条 当社は必要に応じて通勤、通学定期券の発行の適否、所定の者以外に対する発行の有無、その他正規に反する取扱いの有無等について監査するものとする。

(不正使用等の取扱)

第43条 定期券を不正の手段によって購入し、または不正に使用し、もしくは他人に不正使用させた場合はこれを没収し、かつ悪質な不正使用と認められるときは、今後の発行を停止することができるものとし、正規の運賃に加え、往復乗車運賃 × 不正使用日数分を徴収する。ただし、学生全線定期券および全線定期券の場合は、正規の運賃に加え、2往復乗車運賃(560円) × 不正使用日数分を徴収する。

(運休時の取扱)

第44条 一日の運行時間の3分の2以上(12時間以上)運休した場合は終日運休とし、運休期間内の運休区間の定期券を所持している旅客には、下記の方法で補償を行う。

① 事故等(第三者行為を含む)の対応

1日以上終日運休した場合、往復乗車運賃 × 運休日数分を返金する。ただし、学生全線定期券および全線定期券の場合は、2往復乗車運賃(560円) × 運休日数分を返金する。なお、定期券券面金額を上限とする。

② 自然災害等の対応

3日以上連続して終日運休をした場合、1ヶ月定期券は定期券金額÷30×運休日数分（10円未満切上）、3ヶ月定期は定期券金額÷90×運休日数分（10円未満切上）、6ヶ月定期は定期券金額÷180×運休日数分（10円未満切上）を返金する。なお、定期券券面金額を上限とする。

第4節 団体旅客運賃

（団体旅客の運賃割引）

第45条 発着停留場および目的を同じくする旅客が、25名以上一団となって乗車する場合で、予めその人員、行程、時間その他運送について必要な事項を申し出、当社の承認を受けた場合は、団体乗車証の発行を受け、下記取扱いによって普通旅客運賃の割引をする。団体旅客の乗車方法、その他の取扱い条件についてはその都度定める。ただし、僻地の学校の生徒児童が団体乗車する場合は、25人未満の場合においても団体割引を認める。

大人：1人当たり 120円
小児：1人当たり 60円

（団体旅客の引率者、付添人の取扱）

第46条 団体旅客の引率者、付添人はその団体の一員とみなして総人員に加算する。

（団体旅客運賃の計算方法）

第47条 団体旅客運賃は1人当たり普通旅客運賃から、割引率による割引額を差引いた額に団体総人員を乗じた額とする。

第5節 貸切旅客運賃

（貸切旅客運賃）

第48条 貸切旅客運賃は大人：11,200円、小児：5,600円とする。小児貸切は一車乗客人員の過半数以上を小児が占める場合に適用する。

（定員超過の場合の取扱）

第49条 実際乗車人員が旅客運賃収受定員を超過するときは、前条貸切運賃に旅客運賃収受定員の超過分に相当する普通旅客運賃を加算して収受する。

第6節 特殊割引旅客運賃

（特殊割引旅客運賃）

第50条 特殊割引旅客運賃は身体障がい者、知的障がい者、精神障がい者に適用する。特殊割引旅客運賃は普通旅客運賃の5割引とし、端数は10円単位に切上げる。

（介護者の運賃）

第51条 身体障がい者、知的障がい者、精神障がい者の各1名に対して1名の介護者の運賃は、介護者が障がい者と一緒に同乗する場合に限り障がい者と同じ割引とする。介護者は当社が介護能力があると認めたもので、障がい者と同一区間を同時に乗車するものでなければならない。なお、盲ろう者1人に対して通訳、介護者の2人を伴って乗車する場合については、通訳、介護者2人に対して障がい者と同じ割引とする。

(手帳の提示)

第52条 身体障がい者、知的障がい者、精神障がい者は降車時、手帳等を提示して割引運賃を支払わなければならない。ただし、障がい者割引 IC カード乗車券（障がい者用 nimoca）の利用にあたっては当該手帳等を携帯し、係員の請求があったときはいつでも提示しなければならない。

第7節 特殊旅客運賃

(特殊旅客運賃)

第53条 特殊旅客運賃は下記運賃額とする。

一日乗車券 大人：600円、小児：300円
24時間乗車券 大人：700円、小児：350円

(一日乗車券等の発売)

第54条 紙式一日乗車券の発売所は、乗車券発売所および委託店とし、発売時の日付印は赤色で押印する。電子式一日乗車券・24時間乗車券は専用アプリケーションにより発売する。

(一日乗車券等の有効期間)

第55条 一日乗車券の有効乗車期間は、紙式一日乗車券の券面に押印された日付または、電子式一日乗車券・24時間乗車券の画面に表示された日時とする。

(一日乗車券等の払戻し)

第56条 一日乗車券の払戻しは次の通りとする。

- (1) 旅客より既発売一日乗車券について払戻し請求があった場合、払戻し有効取扱いは券面表示有効期間の前日までとし、1枚あたり50円の払戻し手数料を收受する。
- (2) 3時間を超える運休が発生した場合、当日の券面表示有効期間の乗車券については払戻しを行う。ただし払戻し手数料は收受しない。
- (3) 払戻し窓口
 - ①紙式一日乗車券・・・浦上車庫営業所、螢茶屋営業所
 - ②電子式一日乗車券、24時間乗車券・・・専用アプリケーション

(一日乗車券等の提示)

第57条 旅客は降車する際、一日乗車券または24時間乗車券の有効期間（日付・日時）を乗務員へ提示しなければならない。

第8節 近距離割引運賃（IC チョイ乗り割引）

(IC チョイ乗り割引運賃)

第58条 IC チョイ乗り割引運賃は IC カード利用に限り、2区間内乗車時の運賃を大人100円、小児50円とする。

(障がい者・介護者の運賃)

第59条 身体障がい者、知的障がい者、精神障がい者の運賃は、IC チョイ乗り割引運賃から5割引の大人50円、小児30円とする。障がい者1名に付き1名（盲ろう障がい者は2名）の介護者は障がい者と同じ割引とする。介護者は当社が介護能力があると認めたもので、障がい者と同一区間を同時に乗車するものでなければならない。

(IC チョイ乗り割引の条件)

第60条 乗車および降車時に同一の IC カードをリーダーにタッチし、運賃精算を行わなければならない。現金での利用や、乗車リーダーにタッチしなかった場合（2枚以上の IC カードを重ねてタッチした等で正しく乗車処理ができていない場合も含む）は IC チョイ乗り割引が適用されない。

(乗換時の取扱)

第61条 IC カードを一人一枚利用時に限り、乗換指定停留場を含め通算乗車区間が2区間内の利用であれば IC チョイ乗り割引が適用される。ただし、乗換指定停留場を含め通算乗車区間が3区間以上利用する場合は、乗換指定停留場で降車（第一乗車）する際に IC チョイ乗り割引が適用されるが、目的地での降車（第二乗車）にて差額分の運賃を收受する。

(定期券利用時の取扱)

第62条 定期券利用時に定期券区間の前または後に2区間内の区間外利用であれば IC チョイ乗り割引が適用される。ただし、定期券区間の前後にそれぞれ1区間ずつの区間外利用の場合は IC チョイ乗り割引が適用されない。

第5章 旅客運賃の追徴

(無札旅客に対する旅客運賃の追徴)

第63条 旅客が次の各号の一に該当するときは、無札旅客として普通旅客運賃の2倍以内の運賃を徴収する。

- (1) 第16条の規定によって無効となる乗車券で乗車したとき。
- (2) 乗車券検札の際、その提示を拒みまたは回収の際引渡しをしないとき。

附則 この規則は、昭和36年11月1日から施行する

平成21年10月1日改定

平成31年4月1日改定

令和2年7月1日改定

令和2年11月1日改定

令和3年4月1日改定

令和3年10月1日改定

令和4年9月1日改定

令和5年1月4日改定

令和5年2月16日改定

令和5年7月14日改定

令和5年12月1日改定